

不在者投票

投票日当日に投票所へ行くことができないかたは、不在者投票ができます。投票する際は「宣誓書」に記入していただきますが、印鑑は不要です。投票所入場券をお持ちいただくと受付が簡単に済みます。

受付期間 7月1日(日)から7日(土)まで
午前8時30分～午後8時

受付場所 市役所分館(市役所裏)4階大会議室
土崎支所
新屋支所

不在者投票の主な理由

投票日に仕事がある場合
何らかの理由で投票区の区域外に旅行または滞在する場合
病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合

入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院、入所中の場合は、その施設で投票できます。各施設の事務局にお話してください。

他の市区町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市区町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。投票用紙の請求に必要な「宣誓書」は、各市区町村の選挙管理委員会にあります。郵送の日数を見込んで早めに申請してください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所へ行けないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。この制度を利用するかたは、前もって市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。ただし対象は身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害(注)のあるかたに限られます。

なお、「郵便投票証明書」は、交付の日から7年間有効(ただし平成10年5月31日以前に交付を受けたかたは4年)です。お手持ちの証明書の期限が切れている場合は、再交付の申請をしてください。

一定の障害＝身体障害者手帳をお持ちで、両下肢・体幹・移動機能の障害が1級・2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級・3級のかたなど

また、身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身麻痺で歩行が困難なかたも、市福祉事務所(社会福祉課)から証明書をもって市選挙管理委員会に提出すると、郵便投票ができるかたもいます。この証明書は福祉事務所に以前提出していただいている診断書に基づいて発行されますので、現在の障害の状況と変わっているときは、あらためて診断書の提出が必要な場合もあります。事前に市選管へご相談ください。

なお、郵便投票の投票用紙の請求は7月4日(水)まで受け付けます。

秋田市長選挙

投票できるかた

昭和56年7月9日以前に生まれ、平成13年3月30日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかた。秋田市から転出したかたは投票できません。

6月23日以降に市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。投票所入場券の投票所名をご確認ください。

問い合わせ

市選挙管理委員会事務局

☎(866)2260

<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/default.htm>

告示7月1日(日)

投票日 7月8日(日)

投票時間：午前7時～午後8時

投票所入場券を郵送します

6月29日ごろに入場券を有権者のみなさまに郵送する予定です。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。

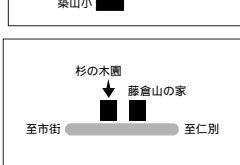
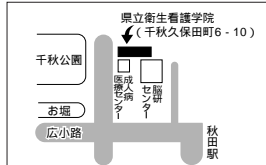
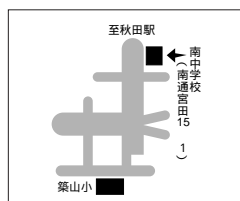
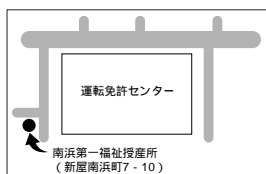
点字投票 視覚障害者のかたは点字投票ができます。

代理投票 身体の故障などで自ら投票用紙に書くことができないかたは、投票所で申請すると代理投票ができます。

開票 投票日の午後9時15分から市立体育館で。

投票所の変更

- 第11投票区 築山児童館→南中学校に
- 第21投票区 藤倉山の家→杉の木園に
- 第77投票区 勝平中学校→南浜第一福祉授産所に
- 第15投票区 中央図書館明徳館→県立衛生看護学院に
(4月の知事選から変わっています)



2001秋田市長選挙 公開討論会

市民グループが主催する候補予定者の公開討論会です

日時：6月28日(木)午後6時30分～
会場：文化会館小ホール

討論会ホームページ <http://www.akita21.com/kokai/>

問い合わせ 大屋みはるさんTel & Fax(868)3854